

「出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査等業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを進めていくためには、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させるとともに、出産費用などの経済的負担を軽減することが重要です。

そのため、本市の出産費用の実態を把握するとともに、妊娠から出産にかかる支援のニーズを把握するための調査を実施します。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査等業務委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（こども青少年局地域子育て支援課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）

イ 種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」を登録していること（登録順位は不問）

ウ 過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月17日（参加意向申出書提出期限）まで）に、国または地方自治体において、子育て支援や医療機関向け調査の受託実績を有すること

エ 現場責任者が、過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月17日（参加意向申出書提出期限）まで）に、国または地方自治体において、子育て支援や医療機関向け調査に携わった実績を有すること

オ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正令和3年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査等業務委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- イ 担当者が担当する分担業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- ウ 業務内容を正確に理解し、それに応える実施方針となっているか。
- エ 調査・分析の枠組みが、本市における出産費用の実態把握、及び妊娠から出産にかかる支援の充実に向けて本市が取り組むべき施策の検討に資するニーズの把握という観点から、有効なものとなっているか。
- オ 本市が取り組むべき施策として想定する内容が、本市の特徴を踏まえた有効な提案となっているか。
- カ 取組意欲が感じられるか。
- キ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

8 事務局

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 廣瀬・高瀬

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話 045-671-4157

【別紙】 プロポーザル実施スケジュール

